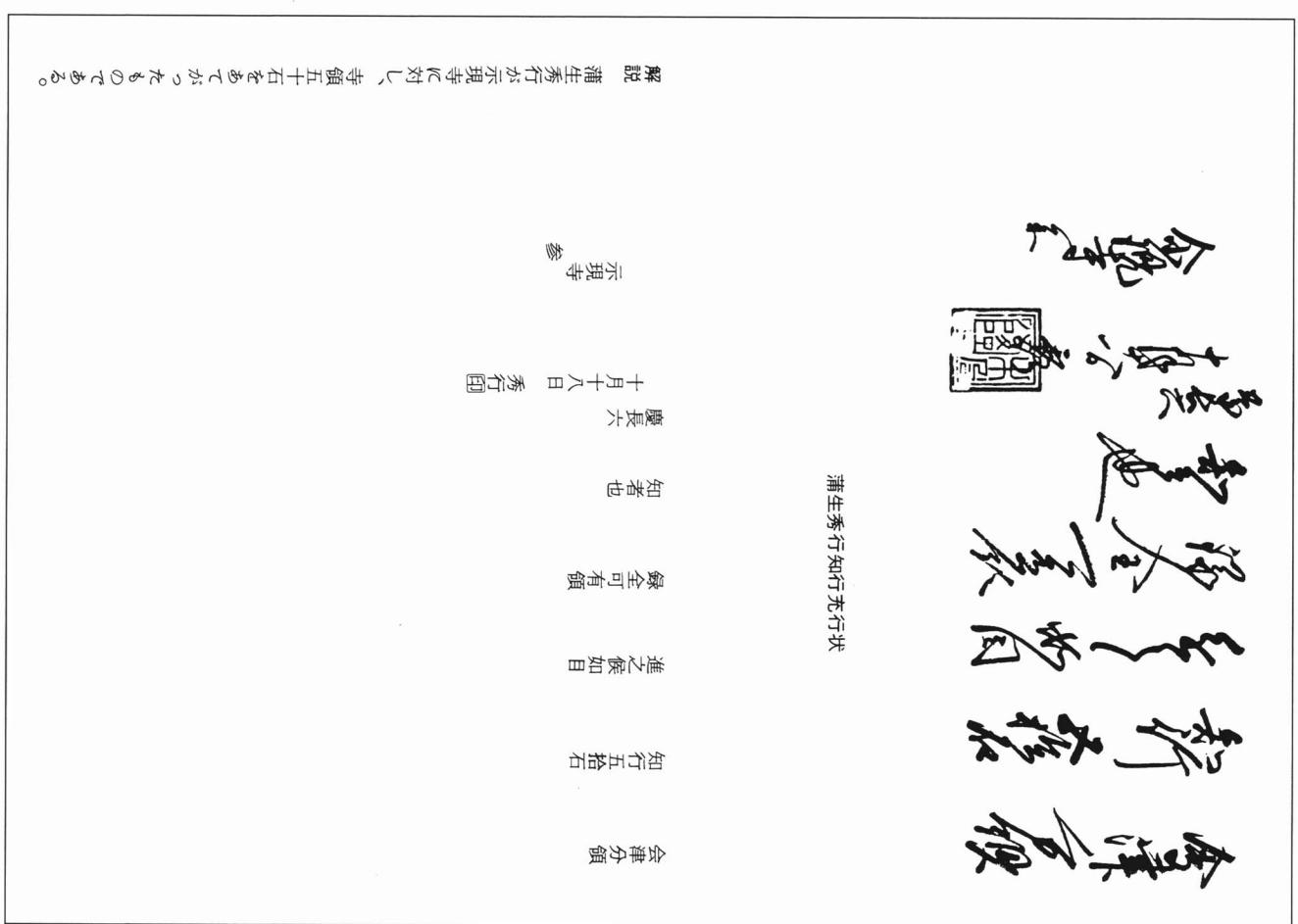


解説 蒲生秀行が示現寺に対し、寺領五十石をもつたものである。



盛隆が、養父盛氏の印を襲用しているのが注目される。

庄代田村の内年貢二駄、合わせて年貢十駄の地を畠進したものである。

解説 富田能登守が示現寺嘸月院に耶麻郡下柴村の内年貢八駄、河沼

年貢・公事を免除された田 ⑥示現寺の院子院

西部は龜河庄とよばれた ⑤代田。現在の河沼郡河東町代田 ⑦免田。

一頭の背に負わせて運べる量 ⑥河沼庄。現在の河沼郡の東部一帯。

註 ①耶麻郡 ②現在の喜多方市関柴町下柴 ③年貢 ④一駄とは馬

盛氏より申請候事

(押紙) 嘸月院江 参

天正十二年九月十七日

富田能登守

筆名盛隆加判富田能登守寄進状

有相違御判形申講所進也仍件
之内嘸月院江令寄進所也於向後為不可

年貢仁駄兩所合而十駄之所永代示現寺

具入駄河沼之庄より田之内阿弥陀免ん田

天神めん田百廿刈合而千刈之所年

桑樂寺分五百刈白山免ん田六百五十刈

右那麿之郡下柴之内高松寺分七百廿刈

朱印(花押) (印文)止々齋、花押=筆名盛隆

